



センターだより

第73号 令和5年5月

令和5年度が始まりました。爽やかな季節となりゴールデンウィークは、お出かけされたご家庭が多かったことと思います。

2ヶ月が経ち、子どもたちは新しい教室や友達に少しずつ慣れて、園・学校生活を楽しんでいることでしょう。ただ、その反面、慣れない環境で心の疲れも出てくるので、お子さんの様子に目を向けてあげてください。

センターでは、今年度も皆様のご要望にお応えできる援助活動・講習会・イベントを行えるように努力していきます。どうぞよろしくお願いいたします。昨年度の活動状況は、通信にてご覧ください。



利用料補助金の制度について（令和5年4月1日より下記のように一部変更になりました。）



対象となる世帯	助成内容	補助金額
多子世帯	児童が2人以上、かつ、その児童のうち未就学児が1人以上いる世帯	援助会員に支払った「報酬」の2分の1（上限1ヶ月10,000円）
ひとり親世帯	児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当の受給者、手当受給者に準ずる世帯	交通費等の実費負担分及びキャンセル料は補助対象外

依頼会員・両方会員が上記の対象の場合、援助会員へ支払った利用料の一部を補助します。

制度を利用するには、豊橋市役所 子育て支援課へ事前登録申請が必要となります。

豊橋市役所のホームページより検索して申請していただくか、もしくは右記のQRコードを読み取っていただき、電子システムより申請してください。



申請後審査が終わり次第、市より登録承認通知が郵送されます。



※依頼利用後の申請は対象外になりますので、ご注意ください。

<サブリーダー交代のお知らせ>

令和5年4月よりサブリーダーさんが交代しました。

(石巻・青陵地区担当)

岩田 貴久代さん ⇒ 浅井 悠子さん

(豊城地区担当)

鈴木 實千代さん ⇒ 関口 邦子さん

岩田さん、鈴木さん、長い間ありがとうございました。
今後も、援助活動を引き続き、よろしくお願ひします。
新・サブリーダーの浅井さん、関口さん、よろしくお願ひします。

<お知らせ>



🌸現在使用している活動報告書6号、7号の署名欄の横に「印」がありますが、印鑑は押さなくても結構です。報酬を支払った時は、サインのみお願いします。(援助会員さんへ…今、持っている報告書はそのままご使用ください。無くなり次第、印無しの報告書をお渡しいたします。)

<センターからのお願い>

- ◆電話を掛けても連絡が取れない会員さんが多くいらっしゃいます。着信があった場合は、折り返しのご連絡をお願いします。
- ◆「とりあえず、頼んでおきたい」の援助依頼はご遠慮ください。家族の方と話し合っ、依頼内容・日時を決めてから依頼の申し込みをしてください。
- ◆依頼会員から援助会員へ直接依頼したサポートや毎月の定期的なサポートについては、必ず電話かFAXで依頼会員よりセンターへご報告ください。依頼の報告がないと保険が適用されません。

両方・援助会員さんへ



日頃は、センターの援助活動にご協力いただきましてありがとうございます。

「除菌できるアルコールタオル(携帯用)をご用意させていただきました。活動時にお役立てください。センター窓口にてお渡しいたしますので、お近くにお越しの際にお立ち寄りください。

<2023年度 センター職員紹介>

■アドバイザー

加藤裕江・稲石敦子・嶋峰幸子

♪よろしくお願ひいたします！

<問合せ先>

とよはしファミリー・サポート・センター

〒440-0055

豊橋市前畑町 115 番地

豊橋市総合福祉センター

あイトピア 3階

月曜日～土曜日 9時～18時

(日・祝休み)

TEL 0532 (56) 7500

FAX 0532 (56) 7123

